

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月15日（平成27年（行情）諮問第554号）、平成28年1月21日（平成28年（行情）諮問第33号）及び同年6月9日（同第413号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行情）答申第232号、同第233号及び同第244号）

事件名：海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）
海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下、それぞれ「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年5月29日付け防官文第8899号、同年9月3日付け防官文第13546号及び平成28年3月23日付け防官文第5951号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、それぞれ「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が

存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

(5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。

(6) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである（平成28年（行情）諮問第413号のみ）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 平成27年（行情）諮問第554号

本件諮問に係る開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、本件請求文書1の開示を求めるものである。

本件開示請求1に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成27年5月29日付け防官文第8899号により開示決定（原処分1）を行った。本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

(2) 平成28年（行情）諮問第33号

本件諮問に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものである。

本件開示請求2に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成27年9月3日付け防官文第13546号により開示決定（原処分2）を行った。本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

(3) 平成28年（行情）諮問第413号

本件諮問に係る開示請求（以下「本件開示請求3」といい、本件開示請求1及び2と併せて「本件開示請求」という。）は、本件請求文書3の開示を求めるものである。

本件開示請求3に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月23日付け防官文第5951号により開示決定（原処分3）を行った。本件異議申立ては、原処分3に対してされたものである。

2 本件対象文書について（平成27年（行情）諮問第554号、平成28年（行情）諮問第33号及び同第413号）

本件対象文書は、海上幕僚監部の担当者が表計算ソフトで電磁的記録として作成したものであり、当該文書の保管はパソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

3 異議申立人の主張について（平成27年（行情）諮問第554号、平成28年（行情）諮問第33号及び同第413号）

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件各開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なる、いわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における各開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務づけるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報まで特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はなく、また、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、原処分1及び3については、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。また、原処分2については、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 異議申立人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは、上記2のとおり、パソコン内にフォルダを作成し、作成した電磁的記録をその中に格納することにより行っており、紙媒体は保有していない。
- (5) 開示実施手数料の見直しを求める異議申立てについては、原処分3における文書の特定は正しく、通知した開示実施手数料に誤りはない。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月15日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問

- | | |
|--------------|--|
| | 第554号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ③ 同年10月26日 | 異議申立人から意見書を收受(同上) |
| ④ 平成28年1月21日 | 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第33号) |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ⑥ 同年2月15日 | 異議申立人から意見書を收受(同上) |
| ⑦ 同年6月9日 | 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第413号) |
| ⑧ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受(同上) |
| ⑨ 同年7月4日 | 異議申立人から意見書を收受(同上) |
| ⑩ 同月26日 | 平成27年(行情)諮問第554号,
平成28年(行情)諮問第33号及び同
第413号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書(電磁的記録)を特定し、開示する各決定(原処分)を行った。

これに対して異議申立人は、紙媒体の特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

諮問庁は、上記第3の2及び3(4)のとおり、本件対象文書については、表計算ソフトで電磁的記録として作成し、パソコン内で保管しているものである旨説明しているため、当審査会において、本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡した文書の記号、番号、年月日、題名、掲載ページ等の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められる。なお、原処分1に係る開示請求が対象とする期間においては、本件対象文書のうち文書5に登載すべき通達等はなかった。

この点に関し、「海上自衛隊報の発行及び取扱いに関する達」(昭和49年12月27日海上自衛隊達第48号)を確認したところ、その9条において「隊報は、その種類(通達版にあつては分類)ごとに分類し、それぞれ別記様式第3の例による表紙及び背表紙を付し、目録とともに編てつして整理するものとする。」と規定されていることから、当審査会事務局

職員をして諮問庁に確認させたところ、確かに紙媒体の目録を作成する必要があるとされているが、各開示請求時点では、いまだ各開示請求が対象とする期間に係る紙媒体の目録を作成していなかったとのことであった。上記「海上自衛隊報の発行及び取扱いに関する達」は、目録の作成時期について特段定めておらず、また、目録を作成しなければ直ちに業務上の支障が生ずるともいい難いことからすると、各開示請求時点においては紙媒体の目録を作成していなかったとする諮問庁の上記説明を否定することはできない。

その他、異議申立人の主張を踏まえても紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件請求文書)

- 1 『海上自衛隊報目録』 2015年1月～3月末までに発行された各号
(ただし人事版は除く)。 *電磁的記録が存在する場合, その履歴情報
も含む。(本件請求文書1)
- 2 『海上自衛隊報目録』 2015年4月～6月末までに発行された各号
(ただし人事版は除く)。 *電磁的記録が存在する場合, その履歴情報
も含む。(本件請求文書2)
- 3 『海上自衛隊報目録』 2015年7～9月末までに発行された各号 (た
だし人事版は除く)。 *電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含
む。(本件請求文書3)

別紙 2 (本件対象文書)

- 文書 1 海上自衛隊報達版目録
- 文書 2 海上自衛隊報通達版目録 (第 1 分類)
- 文書 3 海上自衛隊報通達版目録 (第 2 分類)
- 文書 4 海上自衛隊報通達版目録 (第 3 分類)
- 文書 5 海上自衛隊報通達版目録 (第 4 分類)
- 文書 6 海上自衛隊報通達版目録 (第 5 分類)

※原処分 1 においては文書 5 を除く。